

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

一 道路の種類 県道

二 路線名 熊谷羽生線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>加須市志多見字上川面一三三番 一地先から</p> <p>同市志多見字上川面一六二番五 地先まで</p>		区 間
<p>一一・二八 〽一一・七七</p>	<p>九・五九 〽一一・二二二</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一二七・〇〇</p>		延 長 (メートル)
		備 考